

○東京藝術大学大学美術館評議員会細則

〔平成10年7月16日〕
制 定

改正 平成17年3月28日 平成25年10月24日

(趣旨)

第1条 この細則は、東京藝術大学大学美術館評議員会規則（以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、評議員会に関し必要な事項を定める。

(謝金)

第2条 評議員の委嘱に対する謝金は、「謝金の支出について（会計課長通知）」に定めるところによる。

(開催時期)

第3条 規則第6条にいう定例会の開催時期は、原則として毎年度始めとする。

附 則

この細則は、平成10年7月16日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年3月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。